

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	三重県立公衆衛生学院
設置者名	三重県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	歯科衛生学科	夜・ 通信	79単位	9単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

教育要項（シラバス）の講師名簿に実務経験を記載して学生に配布するとともに 学内での閲覧を可能としている。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	三重県立公衆衛生学院
設置者名	三重県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	三重県立公衆衛生学院学校関係者評価懇話会
役割	学校関係者評価の実施及び改善策等の提案と助言を行うとともに、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学院の運営及び教育に反映させるために必要な提言を行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人 三重県歯科医師会副会長	R6. 4. 1～R7. 3. 31	関係団体
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会会長	R6. 4. 1～R7. 3. 31	関係団体
三重大学大学院教授	R6. 4. 1～R7. 3. 31	教育機関
三重県立公衆衛生学院 後援会会長	R6. 4. 4～R7. 3. 31	保護者
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	三重県立公衆衛生学院
設置者名	三重県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・授業計画書の作成過程 9 月頃から各講師と授業内容の意見交換等を行い、また、国家試験の傾向と対策等を考慮しながら、教務主任が中心となって授業計画の作成を行っている。 ・授業計画書の作成・公表時期 授業計画書の作成は、各担当教員が 12 月頃から開始し、2 月末までに取りまとめのうえ完成するようにしている。 3 月に開催している専任教員と外部講師等が出席する講師会議において、授業計画書の配布と説明を行うとともに、始業式または入学式で学生に配布し公表している。	
授業計画書の公表方法	学生に配布するとともに学院で閲覧可能
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
履修する授業科目の成績評価は、学科試験及び実習成績により評定する。 成績の評価は、優 (80 点以上)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点)、不可 (60 点未満) とし、試験は筆記試験およびその他の審査として、口述試験、実技試験、レポートにより行う。 なお、試験の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 授業科目毎の成績評価の点数の平均値を算出し、成績の分布状況を把握している。 また、学生には期末ごとに単位認定について通知している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学院で閲覧可能。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定は三重県立公衆衛生学院学則及び同施行細則で定めており、修業年限以上在学し、かつ授業科目に係る単位を総じて 95 単位以上修得した学生に対して、教務委員会の議を経て学院長が行う。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学則等を記載した「学生のしおり」を学生に配布するとともに、学院内での閲覧を可能にしている。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	三重県立公衆衛生学院
設置者名	三重県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	歯科衛生学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	9 5 単位	1, 650 単位時間	368 単位時間	1, 326 単位時間	－ 単位時間	－ 単位時間
			3, 344 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
9 0 人		8 9 人	0 人	4 人	6 8 人	7 2 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業計画書の作成過程 9月頃から各講師と授業内容の意見交換等を行い、また、国家試験の傾向と対策等を考慮しながら、教務主任が中心となって授業計画の作成を行っている。 ・授業計画書の作成・公表時期 授業計画書の作成は、各担当教員が12月頃から開始し、2月末までに取りまとめのうえ完成するようにしている。 3月に開催している専任教員と外部講師等が出席する講師会議において、授業計画書の配布と説明を行うとともに、始業式または入学式で学生に配布し公表している。
成績評価の基準・方法
（概要） 履修する授業科目の成績評価は、学科試験及び実習成績により評定する。 成績の評価は、優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）とし、試験は筆記試験およびその他の審査として、口述試験、実技試験、レポートにより行う。 なお、試験の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上の出席が必要である。

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の認定は三重県立公衆衛生学院学則及び同施行細則で定めており、修業年限以上在学し、かつ授業科目に係る単位を総じて 95 単位以上修得した学生に対して、教務委員会の議を経て学院長が行う。
学修支援等
(概要) 出席状況や模擬試験等の状況に応じて、担任教員及び教務主任の面接指導及び補習を実施している。また、生活指導として、遅刻や欠席状況により個別面談等を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30人 (100%)	人 (%)	29人 (96.7%)	1人 (3.3%)
(主な就職、業界等) 歯科医院、病院			
(就職指導内容) 担任および教務主任による個別面談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士免許			
(備考)（任意記載事項） その他は、私事都合により県外転居のため、卒業時点で就職先未定の1人。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90人	1人	1.1%
(中途退学の主な理由) 退学者本人による将来設計の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 出席状況や模擬試験等の状況に応じて、担任教員及び教務主任の面接指導及び補習を実施している。また、生活指導として、遅刻や欠席状況により個別面談等を実施している。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生 学科	20,000 円	192,000 円	円	県外在住者の入学料は 円60,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
三重県立公衆衛生学院条例により、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯等の授業料の減免制度がある。 日本学生支援機構の奨学金制度が利用できる。 厚生労働省の教育訓練給付制度における専門実践教育訓練の指定講座（歯科衛生士）に登録されている。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 「三重県立公衆衛生学院自己評価結果」を学院のホームページで公表。		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者評価の実施にあたっては「三重県立公衆衛生学院学校関係者評価懇話会」を設置し、関係団体、教育機関、保護者で構成する学校関係者評価員により、専修学校における学校評価ガイドラインに基づいて、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修支援などの項目について実施した自己評価結果についての意見や改善策等の提案・提言を受けることとしている。 提案・提言については、学院内に設置する教務委員会や運営委員会において対応等を検討・審議し、社会や産業界のニーズを踏まえた学院の運営及び教育に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人三重県歯科医師会	R6. 4. 1～R7. 3. 31	関係団体
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会	R6. 4. 1～R7. 3. 31	関係団体
三重大学大学院	R6. 4. 1～R7. 3. 31	教育機関
三重県立公衆衛生学院後援会	R6. 4. 4～R7. 3. 31	保護者
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 「三重県立公衆衛生学院学校関係者評価結果」を学院ホームページで公表。		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<http://www.pref.mie.lg.jp/EISEI/HP/index.htm>

学校案内、学院概要、公衆衛生学院情報等のパンフレット等を希望者に配布。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H 1 2 4 2 2 0 1 8 0 0 1 9
学校名（〇〇大学 等）	三重県立公衆衛生学院
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	三重県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		－人	－人	－人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	－人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				－人
合計（年間）				－人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。